

タクシーチケット供給業務の契約者の募集公告

1 契約内容

平成25年度、国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所が所在する大阪府池田市を拠点とし、職員の緊急の用務が生じた際に利用する一般乗用旅客自動車（以下「タクシー」という。）の乗車料金の現金払いに代えて、カード会社等の発行するタクシーチケットを利用することを目的としたタクシーチケットの供給者を募集します。

2 契約期間

契約の締結の日から平成26年3月31日まで

3 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 近畿地方整備局長から、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし更正（再生）手続き開始の決定を受けた者を除く。

4 応募条件

- (1) 大阪府及び兵庫県に存在する複数のタクシー会社を利用できること。
 - (2) 本契約に係る事務手数料が一切生じないこと。（利用がない又は利用額が少額の際の違約金の類も含む。）
 - (3) 当所からタクシーチケットの請求があった際、必要な数量を請求日を含む7営業日以内に納入可能なこと。
 - (4) 請求書を月末締切りで翌月の15日までに利用したタクシーチケット及び明細書を添付のうえ、提出が可能であること。特に年度末3月使用に係る請求にあっては、翌年度4月15日までに請求書の提出が可能であること。
- なお、料金支払は銀行等への口座振込とする。

5 応募要領

(1) 応募関係資料の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成25年6月28日（金）から平成25年7月11日（木）までのうち、土日、祝日を除く毎日、9時00分から16時30分まで

交付場所：〒563-0027 大阪府池田市上池田2丁目2番39号

近畿地方整備局 猪名川河川事務所 総務課

電話：072-751-0499 内線401

FAX：072-754-4469

交付方法：手渡しにより交付する。

なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は、交付場所に問合せること。

(2) 申込書の提出期限等

提出期限：平成25年7月1日（月）から平成25年7月12日（金）までのうち、土日、祝日を除く毎日、9時00分から16時30分まで

提出場所：上記5（1）交付場所に同じ

提出方法：契約を希望する者は、提出期限までに申込書を持参又は託送（配達記録の残るもの）により提出しなければならない。（提出期限内必着）

(3) 説明会の日時

実施しない。

(4) 提出書類に関するヒアリングの有無

実施しない。

(5) 契約担当官等は、応募資格を確認した結果について平成25年7月19日までに書面にて通知する。

6 契約者の決定方法

応募申込みのあった者のうち、上記3及び4に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。ただし、タクシーチケットの使用を確約するものではない。

7 契約条件

(1) 請書作成の要否 要

(2) 支払いは月末毎に取りまとめた請求書を受取り、検収後に行うものとする。

8 本募集公告に対する質問

本募集公告に対する質問がある場合においては、次に従い、提出すること。

(1) 提出期限：平成25年7月1日（月）から平成25年7月11日（木）までのうち、土日、祝日を除く毎日、9時00分から16時30分まで

提出場所：上記5（1）交付場所に同じ

提出方法：提出期限までに質問書を持参又は託送（配達記録の残るもの）により提出しなければならない。（提出期限内必着）

(2) 上記（1）に対する回答は、以下のとおり閲覧に供する。

閲覧期間：平成25年7月1日（月）から平成25年7月12日（金）までのうち、土日、祝日を除く毎日、9時00分から16時30分まで

閲覧場所：上記5（1）交付場所に同じ

10 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出資料に要する費用は応募者の負担とし、提出された資料は返却しない。なお、提出された資料は確認審査以外に提出者に無断で使用しない。

- (3) 提出期限以降における資料の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 応募者は、応募後、この公告、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。
- (5) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、応募資格を失うものとする。なお、契約締結後である場合は、契約を破棄するものとする。

平成25年 6月28日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局

猪名川河川事務所長 大谷

